

1 Community

視聴者コミュニティ

NHK受信料

義務化法案を廃案に

NHK受信料義務化法案を廃案にするための

連絡会への参加の呼びかけ

ちよつと待って！

NHK受信料義務化を

考える全国市民連絡会

菅義偉総務大臣は、1月25日から始まった通常国会で、NHK受信料を2割値下げする一方で、受信料の支払い義務化を盛り込んだ放送法改悪案を提出し成立させる意向を表明しています。私たちは以下の3つの理由から、受信料の義務化に反対します。

①昨年11月に菅総務大臣はNHKに対して拉致問題を重点的に取り扱うようという放送命令を出しましたが、報道の自由の根幹にかかわるこの問題で、NHKは毅然として反対しませんでした。また、1月29日のNHKの番組改ざん問題に関する東京高裁判決でも、政治権力に弱いNHKの体質が認定されましたが、NHKは反省することなく、ただちに上告しました。私たちはこうしたNHKの姿勢を許せません。このうえ、受信料が義務化され、受信料が税金化して、総務省が受信料の額まで決定するようになると、NHKは政府に従属する国営放送になってしまいます。政治権力からの自立なくして、自由で公平な報道や番組制作はありません。

②放送法は、受信機を設置した視聴者に受信契約を義務づけてはいても、支払いそのものを義務づけてはいません。現行の受信料制度は、NHKに対して視聴者の声を聞き、視聴者の支持を得る不断の努力を求めるとともに、視聴者がNHKの報道姿勢に不信を持ったときには、受信料の支払いを保留・拒否するなどして、NHKに是正を求める可能性に配慮したものになっています。主権者である視聴者の権利の行使に配慮している現行の制度を「支払い義務化」制度へと変えることは、視聴者の物言う権利を奪うことであって、到底容認できるものではありません。

③菅総務大臣は受信料義務化によって受信料不払いの問題を解決して不公平をなくすと言っています。しかし、不払いと支払い保留・拒否の増加は続発する不祥事やNHKの報道の自立性に対する不信が主な原因となっているので、NHK自身が視聴者の信頼を回復するように努力することこそ、問題解決の道だと私たちは考えます。受信料の義務化など、総務省が介入する問題ではありません。

NHKの受信料義務化はきわめて重要な問題ですが、まだまだその重要性が広く理解されていません。だから、私たちは、義務化反対の署名や全国紙での意見広告など、できる限りの手段を使って、多くの人たちに訴え、議論を起し、反対の声を大きくしていく必要があると考えています。メディア関係団体・個人、さらには、消費者問題など、様々な問題に取り組んでいる各

地の団体や視聴者・市民とともに、受信料義務化の問題に取り組んでいきたいと考えています。そのためには、多くの団体や視聴者・市民が相互に連絡を取り合って議論ができる全国的な連絡会をつくって、力を合わせて運動していく必要があります。

私たちの考えと運動の趣旨にご賛同いただけるなら、放送法の改悪を阻止するための連絡会に参加してください。ようお願いします。そして、NHKを視聴者・市民のための公共放送機関にしていくために、ともに行動してください。さるようお願いします。

全国の皆さんに呼びかけます、一緒に立ち上がりましょう！

緊急アピール！

- ・義務化法案反対！1万人緊急署名にご参加を
 - ・義務化法案を廃案に！！意見広告募金を共に
 - ・視聴者コミュニティでNHKにひとことを
- 「ちよつと待って！NHK受信料義務化を考える全国市民連絡会」の力で廃案に！！

WATCH

「押し付け」

ではなかった日本国憲法

ETV特集「焼け跡から生まれた憲法草案」
(2007年2月10日 21時放送)

番組は、GHQ草案に先駆け、憲法学者鈴木安蔵ら民間の識者7人による憲法研究会が作成した憲法草案に光りをあてたドキュメンタリー。研究会は、1945年10月末、高野岩三郎の提案により発足、もともと若かった鈴木安蔵が事務局を担当した。ジャーナリストで政界とのパイプを持つ岩淵辰雄、筆禍で東大を辞し、海外留学の経験を持つ森戸辰男、杉森孝次郎、室伏高信、馬場恒吾の7人は、集約的議論の結果、12月26日には、平和思想・主権在民・人権思想ならびに天皇の儀礼的地位を根本原則とする「憲法草案要綱」を内閣・GHQへ届けた。その内容の先進性は、GHQ民政局も評価し、GHQ草案に大きな影響を与えたとされる。「天皇の地位」については高野の天皇廃止論、森戸の英皇的王室アクセサリ論なども出たが、結果①統治権は日本国民より発し②国政一切の最高責任者は内閣とし③国民の委任により専ら国家的儀礼のみをおこなう、というものだった。

さらに、これほどまでに民主的な「要綱」が作成された背景には、明治自由民権期に噴出した憲法草案の存在、国際的にはアメリカ独立宣言、フランス人権宣言、ドイツワイマール憲法などから受けた影響があったとする。後に衆議院議員となった森戸が政府案に無い「生存権」の必要性を説いて追加したことも語られた。

解説の獨協大学教授は、日本がGHQ草案をそのまま受け入れたわけではなく、たとえば、この憲法研究会に拠った識者たちの叡智が主体的に働いていたことを強調された。番組では「押し付け」という言葉が一切使われなかった。アナウンサーとのやり取りでも、教授は言いよどみ、この言葉が不自然に避けられたように思えた。教授があえて避けたのか、事前の打ち合わせでもあったのか。とてもメッセージ性の高い、いい番組であっただけに、残念な気がした。

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

趣意書

NHKを監視・激励する視聴者

コミュニティ呼びかけ人

2007年2月8日

NHK視聴者、市民の皆様

私たちは次のような目的で「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」（略称「視聴者コミュニティ」）を発足させました。

- (1) 政府・総務省によるNHK受信料支払い義務化に反対すること。
- (2) 公共放送における視聴者の権利拡大と、政治権力からの自立を求めること。
- (3) NHKがより優れた番組を提供するよう監視・激励すること。

この会は、ちょうど2年前から活動してきた「NHK受信料支払い停止運動の会」が、1月29日のNHK裁判控訴審判決を区切りとして本日解散するのを受けて、同会の後身として、同時（同日）に発足するものです。

NHKは昨年3月31日に発表した「新放送ガイドライン」に、予算・事業計画の国会承認を得るにあたって、会長以下全役員が放送の自主自律を堅持することが公共放送の生命線であると明記しました。しかし、その後も、NHKが政治家の注文どおりの報道人事を執行したり、総務大臣の放送命令を何の抵抗もなく受け入れる現実をみれば、政治から自立した公共放送には程遠い姿といわざるを得ません。また、上記のNHK裁判控訴審判決で、編集権を放棄してまで政治家の意思を付度

して番組を改編したと断罪されたのを省みず、即日上告するというNHKの愚行は政治におもねる体質の根深さを露呈したものといえます。

私たちは、政治に弱いNHKの体質を断罪した今回の東京高裁判決を礎にして、NHKが権力を監視する公共放送に脱皮するよう促す視聴者運動の担い手として奮闘していく決意です。

とはいえ、NHKをめぐる情勢は現在、いわゆる3極構造の様相を呈しています。NHKを扶んで政府・総務省と、NHKを公共放送として再生させようとする私たち視聴者の運動が対峙している状況です。そして、その当面の中心の争点は総務省が国会上程を企図している「受信料支払い義務制」です。

これは視聴者のNHK批判を封じ、受信料を準税金として国家権力を背景に「徴収」しようというものです。私たちは、受信料の値下げと抱き合わせで義務化法案が上程されようとしていることに惑わされず、視聴者の権利を置き去りにして、義務のみを強化し、罰則化に向かうことが必至の義務化に反対する全国的な運動を展開する決意です。私達の会は次のことをめざしています。

当会の目標を実現するために次のような活動を実施します。

1. ホームページを通じて情報発信し、視聴者の討論・情報交換の場を提供する。
2. 会報（ニュースレター）を隔月刊行し、会員及びNHK理事、経営委員、メディア関連団体・関係個人等に送信・送付する。
3. 会報には、NHKに関する論説、情報を提供し、番組ウオッチコーナ、投稿の場を設け、広く意見を掲載する。
4. NHK及び経営委員会に対し、質問・意見送付や情報公開請求を行う。
5. 放送番組への意見投稿などを機動的に行い、NHKの経営・財務内容、番組編集の監視・視聴者参加を実践する。
6. 専用電話・メール・FAXにより、視聴者からの相談窓口活動を行う。
7. 視聴者から寄せられた意見・声を整理してNHKに改善を申し入れる「視聴者の声代弁」活動を行う。
8. 単独であるいは他の友好団体と共催で、不定期にシンポジウム等を開催する。
9. NHK、NHK経営委員会、政党・政治家、行政等への要請行動を行う。

「NHK受信料支払い停止運動の会」の呼びかけに応じて、受信料の支払いを再開される方々、なお支払い停止を続ける方々、従来から受信料を支払っておられる方々——、それぞれの思いの違いを保留して、日本の公共放送を時の権力者の手から視聴者・市民の手に取り戻すことを目指す私たちの運動に参加くださることを心より訴えます。

以上

呼びかけ人

◎ 醍醐 聰（東京大学教員）

◎ 湯山 哲守（京都大学教員）

今場啓史（日本航空機長）

近藤義臣（群馬大学教員）

倉本頼一（滋賀大学教員）

- ◎ 宮沢さかえ（フリーライター）
- ◎ 山中 章（三重大学教員）
- ◎ 渡辺 力（元日本航空機長）
- ◎ 共同代表
- ◎ 運営委員

熊本県・Nさん

自由広場

- ・暖冬暖冬と言われながらやはりは爛漫のグレンデは最高でした。また来週から行ってきます、と言う元氣なメッセージと共にありがとうございました。
- ・この広場は視聴者の方々の自由空間です。是非下記のe-mailアドレスへ投稿下さい。お待ちしております。写真などの場合は一言コメントを！（com-ed）

視聴者コミュニティ
TEL/FAX 048-873-3520

視

聴

者

の

声

◆日常些事に忙殺され一市民として思うように発言行動できないもどかしさ。こうして意に叶ったグループの方々の尻馬に乗せていただいて、少しでも自分の意思表示ができることがどんなに有り難いことであることか。NHK正常化のその日まで、どうぞ宜しくお願いいたします。



2007.2.12

会 則

I. 会の名称、住所、専用電話番号
 本会の名称を「○○」とし、事務局住所を○○(私書箱)とする。

II. 会の目的

本会は、NHKを政治その他いかなる外部の干渉からも自立した、視聴者主権の公共放送に改革することを旨とする。視聴者運動体として位置づける。

III. 主な活動

本会はIIの目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. ホームページを主たる手段として、会からの情報発信、視聴者の討論・情報交換の場を提供する。

2. 会報(ニューズレター)を刊行(当面隔月、必要に応じて臨時発行)し、会員をはじめ、NHK理事、経営委員、メディア関連団体・個人等に送信・送付するほか、購読を希望する団体・個人に有料で配布する。また、ホームページにも掲載する。

毎号、NHKに関わる論議、情報、番組ワオツチコーナー、投稿意見等を掲載する。

3. NHKや経営委員会に対して、質問・意見送付や情報公開請求、放送番組への意見投稿などを機動的に行い、NHKの経営・財務内容、番組編集を監視・激励しつつ、視聴者の声を番組編集・制作に反映させる活動を行う。

4. 専用電話・メール・FAXにより、視聴者からの相談に応じる活動を行う。

5. 視聴者から寄せられた意見・声を整理してNHKに改善を申し入れる「視聴者の声代弁」活動を行う。

6. 単独あるいは他の友好団体と共進で、不定期にシンポジウム等を開催するほか、対NHK、政党・政治家、

行政等への要請行動を行う。

IV. 組織

1. 会員

① 本会の趣意書と本会則に賛同し、次項で定める年会費を納めた者を会員とする。

② 会員はIIIの2で定める会報を無料ですぐ入手できるほか、会報あるいはホームページへ投稿することができる。ただし、投稿の採否は運営委員会内の編集委員の判断によるものとする。

③ 会員は運営委員会への事前通知により、随時、脱会できるものとする。

④ 運営委員会の議を経て、会の趣意書あるいは会則に違反し、会の信用を傷つける言動を行った会員を脱会させることができるものとする。

2. 会費

年会費を○○円とする。

3. 運営委員ならびに本会の運営

① 会の発足時の呼びかけ人の中から運営委員を選出する。

② 本会は運営委員全員から構成される運営委員会の合議で運営するものとする。

③ 本会の活動方針は運営委員の過半の同意を以て決定するものとする。ただし、特段の事情により協議に参加できない運営委員が生じた場合は、当該運営委員を除く運営委員の過半の同意で決定できるものとする。

4. 共同代表

運営委員の互選で共同代表(○○名)を選出する。共同代表は運営委員会を召集するほか、会を代表する活動を行う。

5. 任務の分担

運営委員のなから、次の担当者(兼務可)を選任する。

・ ホームページ担当

・ ニューズレター編集担当

・ 広報担当

・ E・メール担当

・ 専用電話担当

・ 会計担当

・ その他

6. 事務局員

運営委員会の議を経て、運営委員以外に若干名の事務局員を置くことができるものとする。

事務局員は運営委員会の了承を経て、運営委員会の活動に参加できるものとする。

7. 会の解散

本会は運営委員会の議を経て解散するものとする。

8. 会則の改訂

本会則は運営委員会の議を経て改訂できるものとする。

以上

論 説

・ 広報担当

・ E・メール担当

・ 専用電話担当

・ 会計担当

・ その他

6. 事務局員

運営委員会の議を経て、運営委員以外に若干名の事務局員を置くことができるものとする。

事務局員は運営委員会の了承を経て、運営委員会の活動に参加できるものとする。

7. 会の解散

本会は運営委員会の議を経て解散するものとする。

8. 会則の改訂

本会則は運営委員会の議を経て改訂できるものとする。

質問回答コーナー

2006年11月4日

番組ワオツチング

・ 東京高等裁判所の判決に対して安倍晋三志帆がこれにて朝日新聞社の記事がでたためであることが証明されたとし、謝罪を求めた記事を見てぞっとしました。裁判所破損「展示品」買うという言葉でもってこまかしてはいるものの、明らかに政治家のNHKへの政治的関与を認めたものです(京橋男・48歳)。

II. 会の目的

本会は、NHKを政治その他いかなる外部の干渉からも自立した、視聴者主権の公共放送に改革することを旨とする。視聴者運動体として位置づける。

III. 主な活動

本会はIIの目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. ホームページを主たる手段として、会からの情報発信、視聴者の討論・情報交換の場を提供する。

2. 会報(ニューズレター)を刊

・ ニューズレター編集担当

・ 広報担当

・ E・メール担当

・ 専用電話担当

・ 会計担当

・ その他

6. 事務局員

運営委員会の議を経て、運営委員以外に若干名の事務局員を置くことができるものとする。

事務局員は運営委員会の了承を経て、運営委員会の活動に参加できるものとする。

7. 会の解散

本会は運営委員会の議を経て解散するものとする。

8. 会則の改訂

本会則は運営委員会の議を経て改訂できるものとする。

以上

入会者の声

◆NHKを良くするために、がんばりましょう。 京都府・Yさん

◆支払いを本日再開しましたが、これからもNHKの体質を監視していきましょう。 埼玉県・Fさん

◆On-kai no shushi ni sandou shi, nyuukai wo kibou shimasu. (Tadai gaikoku ni taizaichuu no tame, kanji hiragana no nyuuryoku ga dekimasen node, ro-maji de okuri masu.)

御会の趣旨に賛同し、入会を希望します。(ただいま外国に滞在中のため、漢字、ひらがなの入力できませんので、ローマ字で送ります。)

静岡県・Mさん

◆私は余り「激励」する気はなくもっぱら「監視」ですが、個人的にも少なくとも完全デジタル化にいたる2011年までは関心を持ち続けたいと思います。ま、それまで生きていければの話ですが… Sさん

◆この会の立ち上げを歓迎します。停止の会では1度も受信料を払っていない私どもは入会の資格はありません。初めて受信料を払うことも含め

2007年3月 日

総務大臣
菅義偉 様

NHK受信料の義務化に反対し、法案の撤回・廃案を求める申し入れ

ちょっと待って！NHK受信料義務化を考える全国市民連絡会

総務省は今国会に受信料の義務化を盛り込んだ放送法改悪法案を上程する予定と伝えられています。私たちは次の理由から、義務化に強く反対し、法案を撤回・廃案とするよう申し入れます。

1. 受信料義務化法案は、受信料を払っている視聴者と払っていない視聴者の不公平を解消するためと言われています。しかし、不払い、支払い保留が急増したのは、止まるところがないNHK内での金銭的不祥事と隠蔽体質、政治家の顔色をうかがい、番組改変を強行するようなNHKの体質に対する視聴者の抗議が噴出したからです。こうしたNHKの体質が抜本的に改革されないまま、視聴者の義務ばかり強化するのは納得できません。
2. 昨年11月、菅総務大臣は多くの市民や報道関係者の反対を省みず、拉致問題を国際放送の重点課題とするようNHKに命令しました。また、去る1月29日に言い渡されたNHK番組改ざん事件に関する控訴審判決で、東京高裁は安倍晋三氏ら与党の一部政治家が放送前の番組内容に様々な形で介入した事実を指摘しました。こうした政治家・行政のNHKに対する介入行為がNHKの報道姿勢に対する視聴者の不信を生む大きな原因となりました。自らのこうした責任を棚に上げて不払い、支払い保留の責任を視聴者に押し付けるのは納得できません。
3. 受信料の支払いを放送法で強制せず、受信契約で義務付けた現行の放送法は、NHKが政治からの距離を保ちながら、自主自立の放送を行うことができる環境を確保するよう配慮したものです。このような放送法の仕組みを壊し、受信料の支払いを法律で強制することは、受信料を税金化し、NHKを国の庇護の下に置いて国営化しようとするものです。これは放送の自主・自立、公平・公正な放送で市民の知る権利に貢献（奉仕）すべき公共放送の使命を放棄させるものであり、許されません。
4. 菅総務大臣は受信料の2割値下げとセットで受信料義務化を強行しようとしています。しかし、現在の受信料の水準が妥当かどうかは、NHKが視聴者に対する財務内容の説明責任を果たし、視聴者とNHK、経営委員会の議論を経て判断すべき問題であり、総務省が口出しする問題ではありません。まして、視聴者の歓心を引くかのように、受信料の2割値下げとセットで受信料義務化法案を提出するのは視聴者・市民を見くびっていると思えません。

以上の理由から、私たちは受信料の義務化を盛り込んだ放送法改悪法案に強く反対し、法案を撤回・廃案とするよう申し入れます。

氏 名	住 所	氏名公表の可否

取り扱い（署名用紙提出先）：

て考えたいと思います。それはETV裁判の高裁判決をキチンと受け入れられるのか、公共放送として立ち直れるのかにかかっています。良い番組も有るのは事実ですが、本質がどうなのかが問題です。商業主義に侵され、視聴率のために犯罪まで犯す民放でも良い番組はたまに有るものです。国営放送にさせてはなりませんが、NHKをまもらなければならないとまでは思いません。職員の中のまともな人たちが元気になる環境作り。少なくとも長井さんや永田さんがあのような扱いをNHKにNHKにしていいため、一緒に力を合わせていきたいと思っています。 京都府・Kさん夫妻

◆一賛同者として入会させてください。ささやかなことしかできませんがよろしくお願いします。 新潟県・Iさん

◆NHKと政府の相互関係（ある意味もたれ合い）は好きではありません。また黙っていても受信料収入が入ってくる？現在の経営スタイルにも我慢ができ自分は未契約者の一人です。NHKの体質が変われば話が別ですが、政府は国益？のためにNHKを利用しようとするでしょうし、NHKは政府に経営の首根っこを抑えられているので中々難しいと思います。 東京都Iさん

◆公共放送はどうあるべきかを、NHK職員等関係者と議論できる場を設定して下さい。 東京都・Mさん
◆まずは、受信料義務化阻止の活動に入る必要があると思います。義務化は、政治介入を促進、実質的な国営化の道を進むことになってしまうと不安です。 千葉県・Uさん

会員

募集中！



NHK 受信料義務化に反対する署名にご賛同下さい。上の署名用紙をコピーしお友達、仲間にお願ひしてください。義務化反対の意見広告を計画しています。募金に御協力ください！詳しくは会のホームページまたは会事務局まで